

平成23年10月17日

## 東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」の創設

### 1 取崩し型復興基金の創設

東日本大震災からの復興に向けて、被災団体が地域の実情に応じて、住民生活の安定やコミュニティの再生、地域経済の振興・雇用維持等について、単年度予算の枠に縛られずに弾力的かつきめ細かに対処できる資金として、復興基金を創設。

### 2 復興基金への特別交付税措置（基金の規模）

現在の低金利の状況では従来の運用型基金は有効ではないことから、取崩し型基金により対処することとして、特定被災地方公共団体である9県（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県）が基金を設置することとなる場合について、阪神・淡路大震災における措置等を踏まえ、特別交付税により措置。

**措置予定額 2,000億円程度（別表参照）**

2兆3,000億円程度の運用型基金に相当

※ 被災者生活再建支援制度等の阪神・淡路大震災後の制度改正や平成23年度補正予算等で国庫補助対象となったものを除き、措置対象を同レベルとした場合の阪神・淡路大震災復興基金の措置額 960億円程度

※ 阪神・淡路大震災復興基金（運用型） 9,000億円

〔（注）上記960億円に見合いの規模は、3,000億円程度〕

### 3 基金の使途・運用

基金を具体的にどのように使うのか、直営方式・財団方式等どのような運用をするかについては、各県の判断に委ねられる。基金規模の算定は市町村の財政需要を踏まえたものであり、きめ細かな事業を実施するという基金の趣旨からも、市町村事業に十分に配慮した運用を期待。

※ これまでの復興基金は運用型基金であることなどから、別財団を創設して運用。

### 4 交付時期

基金の設置について、予算・条例等で明らかになった段階で速やかに交付（基本的には12月を想定）。

(別表)

(単位：億円)

都道府県	措置予定額
青森県	80
岩手県	420
宮城県	660
福島県	570
茨城県	140
栃木県	40
千葉県	30
新潟県	10
長野県	10
合計	1,960

自治財政局財政課  
TEL 03-5253-5111 (代表)  
TEL 03-5253-5612 (直通)  
FAX 03-5253-5615